### 不動産関連情報のデータ集約に係る基本計画検討業務 委託仕様書

### 1 目的

広島県では、持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域特性に応じて各拠点に必要な都市機能の集約や災害リスクの低いエリアへの居住誘導が図られ、拠点間が最適な公共交通ネットワーク等で結ばれた「集約型都市構造」の形成に向けて取組を進めている。こうした取組の一環として「中古住宅の流通促進」を推進しているところであり、令和5年度から新たに「不動産関連情報の一元化・オープン化による市場活性化」に着手し、行政機関等が保有する不動産取引に必要な各種情報の「データ連携基盤DoboX」への集約に向けて取り組む方針としている。

本業務では、不動産流通市場の活性化に向けて、不動産関連情報のデータ集約に関する実態調査を行い、その結果からデータ集約の実施範囲を検証し、「不動産関連情報の一元化・オープン化」に係る基本計画の検討を行う。

### 2 業務委託期間

契約締結の日から令和5年12月28日まで

### 3 業務内容

### 業務計画の作成

○(1)~(4)に係る実施計画、工程、作業体制を作成する。

### (1) 基本事項の調査

- ○次のア~エについて調査する。
  - ア 不動産取引に必要な情報
  - イ 上記アの保有機関等(行政機関、民間団体、個人など)
  - ウ 不動産に係る情報ストック分野の現状
  - エ 不動産に係る情報ストック環境の整備に関する国内外の取組状況

### (2) 関係者へのヒアリング

- ○次のア~ウについて把握するため関係者へのヒアリングを行う。(発注者同席)
  - ア DoboXの運用状況「ヒアリング先:広島県土木建築局建設DX担当]
  - イ 行政機関での管理状況 [広島県土木建築局内のワーキンググループ\*]
  - ウ 不動産市場のニーズ 「関係事業者]
- ○上記ウのヒアリング先は、候補者リストを作成して発注者と協議の上、決定する。
- ○調査方針(ヒアリング方法、調査項目など)を作成して発注者と協議の上、決定する。
- ○ヒアリング先との調整は、ア及びイは発注者、ウは受託者が行うこととする。
- ※ 広島県土木建築局の関係部署で構成されるワーキンググループ (構成員:建設DX担当、道路河川管理課、河川課、砂防課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課)

### (3) 実施範囲の検証

- ○ヒアリング結果を踏まえて次のア~エについて整理して実施範囲を検証する。
  - ア DoboXへのデータ集約の優先順位
  - イ データ集約後に想定されるユースケース
  - ウ 管理状況を踏まえた各種情報のデータ集約の実現性
  - エ データ集約の実施に係る経済的評価 (概算コスト、業務負担の軽減効果など)

## (4) 基本計画の検討

○(1)~(3)で整理した内容を踏まえ、事業の基本計画のとりまとめを行う。

### 4 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

また、本業務にグループ企業体で応募する場合は、受託者の代表者は次の業務を所掌すること。

- ・ 業務の目標達成に向けて事業を円滑に進めるため、発注者との総合的な窓口機能を 果たすとともに、構成企業と綿密な連絡・調整を行い、委託業務全般について責任を もって履行すること。
- ・ 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。

### 5 成果品

受託者は、業務完了日から 15 日以内に報告書(紙媒体原則A4版両面印刷、CD-R)を各2部(正・副)提出すること。

# 6 成果の帰属及び秘密保持

- (1)成果の帰属
  - ・ 本業務により得られた効果は、原則として本県に帰属するものとする。ただし、受 託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者 に帰属するものとする。
  - ・ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第 三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講 じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の 責任により対処するものとする。

## (2) 秘密保持

- ・ 受託者は、本業務に関して本県から受領又は閲覧に供した資料等は、本県の承諾な く公表又は使用してはならない。
- ・ 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければな らない。

### 7 再委託の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に本県と 文書をもって協議し、承諾を得なければならない。

### 8 その他

- (1)受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。